

上島享著

『日本中世社会の形成と王権』

井原今朝男

はじめに

日本中世史学界に多くの問題提起と論点を提供してきた著者が、これまでの諸論考を一書にまとめて独自の分析視角と方法論で体系化し、中世社会成立過程の新しい歴史像を打ち出したのが、本書である。既発表の論考に補注と大改訂を行い、発表論文の原型をとりだてていないほどに論旨の一貫性を高めるべく組み替え、かくも大著に仕上げ、政治史・制度史・財政史・社会経済史・仏教史・神道史などの分野の諸論考を統一した歴史像として論述したことに、まず畏敬の念を禁じえない。稀に見る名著である。

すでに優れた書評がおこなわれ、大津透（『日本歴史』七六三）は全体の要旨を要領よく整理して財政研究史上の論点に言及している。遠藤基郎（『史学雑誌』一二一一）は、個別の論点や諸問題を指摘する。そこで、本稿では、全体史への枠組みの問題提起について研究史上の意義と課題を気付いた諸点に絞って論じることしよう。

一 本書の要旨と研究史上の位置

まず、全体像をみるために、主要な目次を整理しよう。

序章 本書の目的と視角

第一部 新たな社会の形成と中世王権

第一章 中世王権の創出とその正統性

第二章 藤原道長と院政

第三章 中世宗教支配秩序の形成

第四章 大規模造営の時代

第二部 中世王権と宗教

第一章 日本中世の神観念と国土観

第二章 中世国家と仏教

第三章 法勝寺創建の歴史的意義

第四章 〈王〉の死と葬送

第五章 中世神話の創造

第三部 中世王権の財政構造

第一章 経費調達制度の形成と展開

第二章 造営経費の調達

第三章 庄園制と知行国制

第四章 中世王権・国家の形成と財政構造

終章

本書の目的を「政治・社会経済・仏教・神祇など様々な問題を取り上げたが、結局、中世社会と中世王権がどこまである過程を解明するという基本的な視角は同じで、すべてを一書に収めたかった」（九四八頁）と述べる。本書は中世社会と中世王権の成立過

程を同時進行したものとして、その歴史像を描こうとしたものである。書評も、両者の形成過程の歴史像をどのように描いたのか、を読み取ることにつとめよう。

1 中世社会と王権の形成過程についての歴史像

序章では、まず石井進の無国家論を批判して、黒田俊雄の権門体制論の立場にたつとし、「院政期とは中世社会が確立した時期である」とらえ、一〇世紀から始まる中世社会形成の過程を動態的に描く(四頁) こととする。国制史研究では評者の院・摂関・天皇の三者が職事弁官を介して国家意思を決定したとする職事弁官政治論を継承する。他方、国政家政共同執行論については受領層まで含めることは権門の階層差を無視するものと批判し、「国家機関に准ずる家政機関を持ち、経費を国宛することが可能なのは治天の君・女院・摂関家のみであり、それ以下の権門では国宛による賦課はできなかった」(二五頁)とする。著者・遠藤基郎・井原三者の論争における自説の立場を明確にしている。

第一部第二章「藤原道長と院政」で中世王権の成立過程を詳細に論じる。道長は一国平均役という徴税方式を生み出した受領を家司に編成し、その財力を国政に取り込む。晩年の道長は法成寺造営事業で受領・公卿を組織化し、葬送・追善・法華御八講を通じて「摂関家が王家とともに王権を構成する」という国制構造が確立したことで、摂関家は権門系列化の頂点に立つ(一九八頁)と評価する。頼通政権では、法成寺や興福寺の再建造営での「国宛という方式」(一九九頁)の採用と、治暦三年(一〇六七)平等院領の立庄方式を「院政期の立庄の先駆」(二〇三頁)として

高く評価する。後三条天皇と白河天皇は、「道長の政治手法を模倣して、天皇が国王たることを顕示した」(二一四頁)と評価する。「中世の天皇は主従制的な要素を持ちつつも、位階を与え官職(官司)秩序を統括するという古代の君主がもつ統治権者という性格をも残していた」(二一七頁)とし、中世天皇を主従制と官僚制の二面性をもった存在と規定する。第三章「法勝寺創建の歴史の意義」では、供僧の存在しない擬似寺院とする山岸常人説を史料的に批判・否定する(四七九頁)。国家的法会場の場を強調する通説を批判し、阿弥陀堂・法華堂や仏塔に注目し、法勝寺を含めて上皇の葬送・追善の場として性格づけ、「道長が建立した法成寺に起源を持つ」(四九五頁)とし、「後三条天皇・白河天皇が(道長の王権)を継承した権力である」(四九六頁)と結論する。第四章「(王)の死と葬送」で、鳥羽の葬送・埋骨・儼法では穢観念がみられないが、遣骨が死者観念と一体化し墓所となると穢が発生するとし、学侶と区別される堂衆(行人・禪衆・聖)が遣骸処理を担当したとする。王権の浄土信仰と葬送・追善と穢との一体化が中世的穢観念の登場をもたらすとする。

本書の第一の特質は、これまで古代史の分野で論じられてきた道長政権を院権力がつくりあげた中世王権確立の起点に位置づけ、「中世庄園制は頼通と後三条天皇により創られたといっている」(二〇三頁)とまで明言する。本書は、院政の成立を摂関政治の否定・摂関家の没落とみて中世社会の起点におく通説の歴史像にとつてかわり、道長政権を中世王権成立の起点とし、白河院政によつて王権分裂の危機を脱して「院・天皇・摂関が相互補完的にひとつの王権を構成する」という中世王権構造が完成を遂げた」

(二二二頁)とする。研究史上、道長・頼通政権と院権力を連続面でとらえ、新しい中世王権成立過程の歴史像を提示することに成功しているといえよう。古代史と中世史の区分論の新しい問題提起であり、今後大きな論議を呼ぶことになる画期的論考になるう。

2 中世宗教秩序の形成過程の歴史像

本書の第二の目的は、「中世王権の創出と中世宗教秩序の形成とが一体の動きであったと考え」(二六頁)、中世宗教秩序の形成史という新しい歴史像を提示しようとする。黒田俊雄の顕密体制論や上川通夫の擬似汎東アジア的日本仏教論は、先行して成立していた神祇秩序を軽視していると批判する。第一部第一章「中世王権の創出とその正統性」は、承平・天慶の乱での「新皇」の衝撃から、古代とは異なる王権の正統化の論理が模索されはじめ、「一〇世紀中葉以降、新たな天皇観・神祇秩序・神統譜(王権神話)の形成が密接に関連し合いながら一体のものとして進行し、古代とは異なる新たな自国認識たる神国観が確立した」(一〇一頁)とする。国文学や神道史分野で論じられる中世日本紀「中世的神統譜」の論点を一一世紀末期説ではなく、「一〇世紀中葉に中世日本紀形成の起点をおきたい」(九三頁)とする。第二部第一章「日本中世の神観念と国土観」では、空海ら密教僧は經典の「金輪王」説や「護持僧作法」を創設しながら「先行する神祇秩序を自らのなかに取り込むべく努力し」(二六頁)、中世天皇による統治を正統化する論理「新たな天皇権威と天皇像を構築したとする。第三章「中世宗教支配秩序の形成」では、受領による国内

神名帳の作成・受領層による国内宗教秩序の形成を高く評価する。院政期の蓮華王院惣社に勧請される神々の中に伊勢神宮・アマテラスは含まれないが、『吾妻鏡』や鎌倉期の史料群には、天神であったアマテラスが地神となり、その本地が大日如來となることで、古代神話の世界と異なる「最も本質的な変化」(二二九頁)が生まれたとする。「一二世紀最末以降、式年遷宮を遂行するに、民衆一人ひとりが納める役夫工に依拠せざるを得ないという事態が進展していた。そのことが、伊勢神宮が自らを地神と位置づけねばならなかった最も重要な契機であった」(二三〇頁)と主張する。

ここでは、神道史、聖教調査での神社縁起・国文学、仏教史などの研究成果を批判的に継承・統合して、一〇世紀中葉にはじまった中世王権の正統性を模索する宗教秩序の形成過程を説明する。中世神祇秩序の骨格の成立―密教による神仏習合での権威づけの縁起形成―院政期に確立する中世宗教秩序の確立という段階的歴史過程の歴史像を提起した。神祇観・仏教観・寺社縁起論を中世王権を正統化するための宗教秩序の体系が生まれる形成過程の歴史像として統合したものといえよう。「時代がもつ大きな潮流を見据えた全体史(時代史)の構築を目指す」(一頁)とした本書は、中世宗教秩序形成史の歴史像を提示したといえる。それゆえ、神道史・仏教史・国文学分野の研究者から、本書に関する異論・反論や批判的継承を図ろうとする研究動向が生まれるものと期待される。

こうしてみると、本書は、個別分散化の研究動向が指摘されて久しい学界の中で、それを克服し学問融合のための議論の場をつ

くりだしたものの、とりわけ古代・中世の時期区分論という大きな議論の場・論争の場を提供しようとしているものと高く評価できよう。

3 中世国家財政史の中に庄園制・知行国制を位置づける歴史像

第一部第四章「大規模造営の時代」と第三部の四つの章は、「受領が庄園制や知行国制の基盤を創ったとの認識のもと……中世国家財政のなかに庄園制・知行国制を組み込むべく努めたい」(二二頁)と本書の第三の目的を提示する。

村上朝以降、年中行事の夜儀化によって内裏火災が頻発し、諸国が造営を請け負う国宛方式と官行事所の設置が慣習化する(三一頁)。摂関期の国宛は国司が平均に賦課・徴収する公物で、成功が私物での納入であった。ところが、寛仁元年(一〇一七)官宣旨により造内裏役が一国平均役として賦課される体制が受領によってつくられたとし、受領の財政的役割を高く評価する(三四四頁)。第三部第一章「経費調達制度の形成と展開」では、一国平均役の徴収が受領に委ねられていたとし、朝廷による国役賦課や庄園整理に積極的に関与したとする棚橋光男・市田弘昭を批判し、一国平均役の税目化を指摘する(五九八頁)。院政期に入ると、朝廷が一国平均役の直接徴収にのりだし、治天の君が近臣受領に「賦課成功」を命じ、代わりに任国での済物免除が公認される(第三部第二章)。旧来の研究史上では、諸国所課方式と造国制、国宛と成功の分類法に混乱がみられるとし、竹内理三・小山田義夫・市沢哲らの研究を批判する。院政期の国宛≡諸国所課は役として在地に賦課できるから国家的収取としての性格

をもつていたとする井原説を継承し、天皇・院・摂関家のみが独自に賦課することができたとして、遠藤基郎がいう院宮・摂関家以外の貴族諸家が賦課したとする「非公家沙汰諸国所課」の史料の根拠を悉く批判する(六九七～七〇〇頁)。第三部第三章「庄園制と知行国制」で、院政期の立庄手続きの基幹は、検注による本田数・坪付の確定と領域確定の四至勝示の決定の二つであり、中世庄園の核は本田にあったとする(七三八頁)。保元新制での庄園整理令で加納公田整理が進められ、広大な領域型庄園よりも本免田の坪付確定の検注による立庄を重視する政策に軌道修正されたとする。広大な四至をもった複合的領域構成をとる領域型庄園の立庄を重視する川端新・高橋一樹説を批判し、寄進論を包摂した立庄論の再構築の必要性を提起している(七五五頁)。知行国制は、国守の任命権を握った国主が国守の収入を得る制度と理解し直して、院宮分国論や年給論との議論を整理し旧来の研究方法を批判する(七五七頁)。院政期には、受領の地位が利権化して公卿らの経済基盤になり、院近臣受領による国務後見と重任・遷任・相博のくり返しで受領の地位の家産化を進めたとする(七七二頁)。摂関家知行国と一般公卿の知行国制とは異なっていたとし、知行国の付与は「朝恩」として行われ国家的給付のシステムとしてとらえなおす必要があるとする。

本書は、庄園制と知行国制を「国家的な給与制度」(七七九頁)として評価し直して、中世支配層の経済的基盤として位置づけようとする。ここでも、庄園制・知行国制を土地制度として論じられてきた研究史を批判して、国家財政史として位置づけ直す。通説の鳥羽院政期よりも、頼通期・一一世紀の知行国制・庄園制成

立過程を重要視する。

本書は、個別分散化した研究分野の論点に分け入って、その枠組みを越えた新しい統合の歴史像を提起しようとする。それゆえ、庄園制や国家財政論の研究者からも、異論や反論・批判が出されることが予想される。とりわけ、徴税制度の研究や成功論で成果をあげた佐藤泰弘や上杉和彦らの研究成果については言及がなく、研究史の整理に偏りがみられるのは残念である。第三部を読み進めれば、理論的要請による問題設定や分析課題が先行して史料の限界や実証性が不安定になっていると思われる部分も眼につく。しかし、それらを越えて、多様な研究分野を統合する新しい歴史像を提起したことは、個別分散化の研究動向を克服するための反論・異論・討論の場を創り出したものといえる。これこそ、本書の研究史に対する最大の貢献といつてまちがひなからう。それが大きな成果をあげるかどうかは、読者のひとり一人が討論・論争の場に参じるかどうかにかかっている。

二 問題点と今後の課題

本書は、中世王権の形成はそのまま中世宗教秩序や中世社会の形成過程と一体で同時進行したとする仮説に立脚している。知行国制と庄園制も「国家的給与制度」として位置づけ直し、「中世庄園制は頼通と後三条天皇により創られたといつてよい」(二〇三頁)と断言する。こうした分析視角・仮説の雄大性こそが本書の特質であり、成果も問題点もここに起因しているといつてよからう。

中世王権の形成過程が中世宗教秩序や中世社会の形成過程と同

時進行したみることができのるか否か。さらに諸国所課・石物の調達体制や国家財政の形成がそのまま知行国制・庄園制の形成過程と一体であると言えるのか。本書の前提そのものが研究史上で吟味・議論される必要があると評者は考えている。その間にズレがあると考える研究者がこれまでは多かった。しかし、その点について著者は言及しない。庄園制や知行国制に「国家的給与制度」の側面が部分的に存在することは私も賛成する。しかし、知行国制や庄園制には名や在家の請負と徴税と経営という土地制度と税制とが未分離のまま融合し、債務債権関係や寄進・売買という権利の移転まで含まれており、すべてを国家的給与制度と断言しえない側面が多すぎる。それゆえ、庄園や知行国の形成過程や歴史的性格にも時期的偏差や多様性と類型化の困難がついてまわっているといわざるをえない。著者には今後、本書の分析視角となった大前提・仮説そのものについて疑念をもつて再検討してほしい。それによって、本書の信頼性と実証性を高めることができるものと期待したい。

本書の第二の分析視角は、摂関・天皇・院などを支配層の分裂・抗争と評価してきた通説を批判し「摂関家が王家とともに王権を構成するという国制構造」(一九八頁)を重視するところにある。支配層を分裂抗争の歴史とする政治史中心主義を脱して、支配層の階級結集の仕方を論じる国制史・国家論的分析視角を重視しようとしている。若くして亡くなった棚橋光男の業績を批判的に継承するものとして高く評価したい。諸階級の利害調整を図り国家的統合・国家的結集をとげる国王・君主としての天皇制のシステムの解明はおくれており、本書が国家論の進展に寄与する

ところが大きい。それを前提にして、本書は摂関による天皇への即位灌頂を受ける時期について、これまでの鎌倉末期以降の二条家説を批判し、第一部第二章でその初例は堀川天皇の即位式にはじまるとし「この問題は摂関の王権内での位置づけを考える上で重要である」(八一九頁)とする。この問題は、五摂家内部での二条家の評価にかかわるだけではなく、近年の高揚している室町期の將軍義満と二条良基との関係やその後の二条家の没落、さらには江戸時代における摂家と武家伝奏の評価に関連する大きな問題に連動する。その意味でも、著者が今後、中世後期の分野に積極的に進出し研究分野の拡大と発信につとめることを期待したい。

第三に、本書第三部の知行国制と中世荘園制の形成論は、著者の畏友川端新の研究テーマであった国衙領と荘園の相互関係の説明を意識したものであったことを明示している(九四八頁)。故川端氏は、荘園公領制概念そのものは是非を根本から見直すことが必要だとする問題意識を共有する数少ない研究者のひとりであった。本書は、国家的給付制度という上からの視点から知行国・荘園制論を分析したものの、相伝私領や名・在家の形成と寄進という下からの視点での分析はまったく手付かずのままになっている。今後に残された著者の研究課題として意識的に取り組んでほしいものである。

最後に、宮中での国家的法会の事実関係の叙述で「御齋会は一

三四〇年代から不実施が目立ち……一四世紀中葉には、国家護持を目的に朝廷周辺で行われていた諸法会が次々に退転する」「最後まで存続していた後七日御修法も寛正元年(一四六〇)を最後に廃絶し、平安後期以来続いていた宮中・諸御願寺での法会はずべて姿を消す」(四五九頁)とする。しかし、史実はそれほど単純ではない。鎌倉後期の古記録にみえる「御齋会」は「八省御齋会」と区別され、後七日御修法の結願日(寛日・十四日)に導師の阿闍梨が内裏に参内して御衣を加持香水して八宗奏と御論議を行う法会を「御齋会」と呼んでいる事例がある。これとは区別される内裏での「八省御齋会」の最終実施は、『兼宣公記』(歴博資料番号六〇三)至徳三年(一三八七)正月八日条で彼が藏人弁をつとめた事例が最後である。御齋会・後七日御修法が廃絶したとしても、宮中での護国法会は大元帥法が大法と護摩の二法をくり返しながらも小御所と理性院で存続し、元和九年(一六二三)の後七日御修法・大元帥法の両法復興に及んだことを指摘しておきたい(拙論「天皇と仏教」「天皇・天皇制をよむ」)。なお本書索引は、注が別枠で作成されたためか、「本文中」のものに限られ、使いづらいものになっている。大著で校正に時間が不足したらしく、誤字脱字が目についた。増版・刷版での訂正が望まれる。

(A5判 九五〇頁 索引三二頁 二〇一〇年二月)

名古屋大学出版会 税別九五〇〇円
(国立歴史民俗博物館・総合研究大学院大学教授)